

各国の児童手当制度概要

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン	韓国
名称	児童手当		児童手当(Child Benefit)	家族手当(Allocations familiales)	児童手当(Kindergeld)	児童手当(Barnbidrag)	
支給対象	小学校修了まで		16 歳未満(全日制教育又は無報酬の就労訓練を受けている場合は 20 歳未満)	20 歳未満	18 歳未満(失業者は 21 歳未満、学生等(職業訓練課程にある者を含む)は 25 歳未満) 【2007.1 以降】	16 歳未満(多子割増手当については 16 歳以上 20 歳未満の生徒等*も支給対象) *全日制の高等学校・中学校・特別支援学校に通学中の、親と同居している子で、未婚の者。	
	第 1 子から		第 1 子から	第 2 子から	第 1 子から	第 1 子から	
支給月額	3 歳未満：1 人当たり 10,000 円 3 歳～小学校修了 1 人当たり 第 2 子まで：5,000 円 第 3 子以降：10,000 円 【2007 年 4 月以降の額】	該当なし	第 1 子：80.00 ポンド ( 18,856 円) 第 2 子以降：52.80 ポンド ( 12,445 円) 【2009 年 1 月以降の額】 *給付額の基準は週単位(週単位の額は、備考欄を参照)。上記の額は、1 ヶ月(4 週分)の額。	子 2 人：123.92 ユーロ ( 19,972 円) 子 3 人：282.70 ユーロ ( 45,563 円) 以降 1 人当たり 158.78 ユーロ ( 25,591 円) 11 歳以上には加算 11～15 歳：34.86 ユーロ ( 5,618 円) 16 歳以上：61.96 ユーロ ( 9,986 円) 【2009 年末までの額】	第 1 子：164 ユーロ 第 2 子：164 ユーロ ( 26,432 円) 第 3 子：170 ユーロ ( 27,399 円) 第 4 子以降：195 ユーロ ( 31,428 円) 【2009 年 1 月以降の額】	子 1 人：1,050 クローナ ( 18,291 円) 子 2 人：2,200 クローナ ( 38,324 円) 子 3 人：3,604 クローナ ( 62,782 円) 子 4 人：5,514 クローナ ( 96,054 円) 子 5 人：7,614 クローナ ( 132,636 円) 子 6 人：9,714 クローナ ( 169,218 円) 【2009 年 8 月現在の額】	該当なし
所得制限	あり 例：夫婦(妻は被扶養者)と子 2 人の世帯の場合、所得制限限度額は非被用者 574 万円未満、被用者 646 万円未満。年収に換算した限度額の目安は、非被用者 780 万円未満、被用者 860 万円未満。		なし	なし	なし	なし	
財源	国、地方公共団体及び事業主拠出金(拠出金率 0.13%)		全額国庫負担	事業主拠出金(拠出金率 5.4%)と一般社会税*等。 【2008 年 8 月現在】 *CSG(Contribution Sociale Généralisée)。ほとんどすべての個人所得を課税対象とする社会保障目的税で、その一部が家族手当を支給する家族手当金庫の収入に充てられる。	全額公費負担(連邦政府 74%、州政府及び自治体 26%) 【2009 年 8 月現在】	全額国庫負担	

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン	韓国
<b>税制上の措置</b>	<p>・扶養控除</p> <p>以下の場合に、所得が控除される。</p> <p>所得税：</p> <p>扶養親族1人当たり 38 万円、特定扶養親族（16 歳以上 23 歳未満）の場合は、1 人当たり 63 万円。</p> <p>個人住民税：</p> <p>扶養親族1人当たり 33 万円、特定扶養親族（16 歳以上 23 歳未満）の場合は、1 人当たり 45 万円。</p>	<p>・児童税額控除(Child Tax Credit)</p> <p>17 歳未満の子 1 人当たり最高 1,000 ドル( 117,750 円)の税額控除(控除しきれない額を給付)。一定の所得を超えると控除額が減額される。</p> <p>・扶養控除(Exemptions for dependents)</p> <p>被扶養者 1 人当たり最高 3,500 ドル( 412,125 円)の所得控除。一定の所得を超えると控除額が減額される。</p> <p>【2008 年の額】</p>	<p>・児童税額控除(Child Tax Credit)</p> <p>1 世帯あたり最高 545 ポンド( 128,457 円)、原則 16 歳未満の子 1 人当たり最高 2,235 ポンド( 526,790 円)を全額給付。一定の所得を超えると給付額が減額される(減額措置は、就業税額控除(Working Tax Credit)と一体で計算される)。</p> <p>【2009 年 4 月以降の額】</p>	<p>・夫婦及び被扶養子女の所得を合算して分割課税を行うため、子の多い世帯ほど所得税負担が軽減される(n 分の n 乗方式*)。</p> <p>*家族の合算所得を、家族の人数と構成を考慮した家族係数で除し、それに税率を掛けて、係数 1 あたりの納付税額を算出する。この税額に再び家族係数を掛けた金額が、家族全体の納付税額となる。したがって、同じ所得の場合、家族係数が大きいほど、納付税額は少なくなる。子の家族係数は 2 人目まで 0.5 であるが、3 人目以降は 1 となるため、特に子が 3 人以上いる家庭に有利になる。</p>	<p>・児童扶養控除(Kinderfreibetrag)</p> <p>子を扶養する親について、原則 18 歳未満の子 1 人当たり 6,024 ユーロ( 970,888 円。両親の所得が合算課税される場合)の所得控除。</p> <p>【2009 年 8 月現在】</p>	なし	<p>・基本控除</p> <p>20 歳以下の子 1 人当たり 150 万ウォン( 195,000 円)の所得控除。</p> <p>・追加控除</p> <p>6 歳以下の子 1 人当たり 100 万ウォン( 130,000 円)を追加で所得控除。</p> <p>・多子追加控除</p> <p>基本控除の対象となる子が 2 人以上いる場合、以下の額を追加で所得控除。</p> <p>子 2 人：50 万ウォン( 65,000 円)</p> <p>以降 1 人当たり：100 万ウォン</p> <p>【2009 年の額】</p>
<b>備考</b>	<p>・2008 年度、2009 年度に小学校就学前 3 年間の子に年 36,000 円の「子育て応援特別手当」を支給。2008 年度は第 2 子以降が対象であったが、2009 年度は第 1 子から対象になる。</p>		<p>・週当たりの給付額</p> <p>第 1 子：20.00 ポンド</p> <p>第 2 子以降：13.20 ポンド</p>	<p>・子が 1 人の場合でも、3 歳未満の子に対しては、子の受け入れに要する費用に充てる「乳幼児受入手当」制度のうち「基本手当 Allocation de base」が支給される(月額 177.95 ユーロ( 28,680 円)。所得制限あり)。</p> <p>・3 人以上の子(すべて 3 歳以上 21 歳未満)を養育する場合は、「家族補足手当 Complément familial」が支給される(月額 161.29 ユーロ( 25,995 円)。所得制限あり)。</p>	<p>・児童手当と扶養控除のうち、養育者に有利な方が自動的に適用される(高所得者世帯は扶養控除が有利になる)。</p> <p>・親の所得が一定の範囲内にある場合、児童手当に加えて子 1 人当たり月額最高 140 ユーロ( 22,564 円)の「児童付加手当 Kinderzuschlag」が給付される(所得の下限は、親の所得が合算課税される場合は 900 ユーロ。上限は、親の所得等により決まる)。</p> <p>・経済対策の一環として 2009 年に「児童特別給付金 Kinderbonus」を子 1 人当たり 100 ユーロ( 16,117 円)支給。</p>	<p>・上記の額は、児童手当と「多子割増手当 flerbarnstillägg」の合計額。児童手当そのものは、子 1 人当たり 1,050 クローナ。子が 2 人以上の場合には、以下の額の割増手当が加えられる。</p> <p>(多子割増手当の額)</p> <p>子 2 人：100 クローナ</p> <p>子 3 人：454 クローナ</p> <p>子 4 人：1,314 クローナ</p> <p>子 5 人：2,364 クローナ</p> <p>子 6 人：3,414 クローナ</p>	

(注)

・ここでいう「児童手当」とは、子の養育にかかる費用を支援するために、一定の条件(子の年齢・数、親の収入。特別な事情(孤児、ひとり親等)は除く)を満たす場合に、使用目的を限定せず(保育費用等に限定せず)、一定の額(受給要件以外の要件で額が変動しない)を養育者に直接支給するもの。

・為替レートは IMF, *International Financial Statistics Yearbook 2008*. による 2007 年の年平均レート(1 ドル = 117.75 円、1 ポンド = 235.70 円、1 ユーロ = 161.17 円、1 スウェーデンクローナ = 17.42 円、1 ウォン = 0.13 円)。

(出典)

「5 児童手当 第 358 表 主要国の児童手当」『社会保障統計年報 平成 20 年版』国立社会保障・人口問題研究所, 2009, pp.572-573. をもとに、下記の資料等を参照して作成。

【全般】

・「税制を活用した給付措置の国際比較」『資料(給付付き税額控除)』税制調査会 第 2 回スタディ・グループ(5 月 22 日)資料[S・G2-1], 2009.5.22, p.3. <http://www.cao.go.jp/zeicho/siryoutu/pdf/sg2kai2-1.pdf>

・『参考資料(個人所得課税)』税制調査会 第 19 回企画会合(10 月 26 日)資料[企画 19-4], 2007.10.26, pp.9,12-13. <http://www.cao.go.jp/zeicho/siryoutu/pdf/k19kai19-4-1.pdf>

【各国】

・柳沢房子「フランスにおける少子化と政策対応」『レファレンス』682 号, 2007.11, pp.85-105; 神尾真知子「フランスの子育て支援 家族政策と選択の自由」『海外社会保障研究』160 号, 2007.9, pp.33-72.

・倉田賀世「ドイツ家族負担調整の一断面」『北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル』6 号, 1999.12, pp.128-151.

・高正臣『韓国税法の概要と争点』税務経理協会, 2009, pp.34-35; トーマツ編『アジア諸国の税法(第 6 版)』中央経済社, 2008, pp.8-9; 勅使千鶴編『韓国の保育・幼児教育と子育て支援の動向と課題』新読書社, 2008, pp.46-49.

・財務省<http://www.mof.go.jp/>; 厚生労働省<http://www.mhlw.go.jp/>; アメリカ内国歳入庁<http://www.irs.gov/>; イギリス歳入税関庁<http://www.hmrc.gov.uk/>; フランス家族金庫<http://www.caf.fr/>; スウェーデン社会保険庁<http://www.forsakringskassan.se/>; ドイツ連邦雇用エージェンシー<http://www.arbeitsagentur.de/>